

改正後	改正前
<p data-bbox="190 181 1088 272">金ケ崎町営建設工事の請負契約に係る最低制限価格に関する事務 処理要領</p> <p data-bbox="817 316 1088 344">平成27年5月1日</p> <p data-bbox="913 384 1088 413">告示第88号</p> <p data-bbox="152 453 237 481">(趣旨)</p> <p data-bbox="107 521 1088 743">第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、金ケ崎町営建設工事の請負契約について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="152 783 551 812">(最低制限価格を定める契約)</p> <p data-bbox="107 852 1088 1010">第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が<u>200万円</u>以上（消費税額及び地方消費税額を含む。）の工事請負契約とする。</p> <p data-bbox="152 1050 517 1078">(最低制限価格の算出方法)</p> <p data-bbox="107 1118 1088 1404">第3 最低制限価格は、設計額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を基に、金ケ崎町財務規則（平成15年金ケ崎町規則第21号）第112条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に10分の<u>7.5</u>を乗じて得た額を下限とし、10分の<u>9.2</u>を乗じて得た額を上限とする。</p> <p data-bbox="152 1444 943 1473">(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p>	<p data-bbox="1205 181 2103 272">金ケ崎町営建設工事の請負契約に係る最低制限価格に関する事務 処理要領</p> <p data-bbox="1832 316 2103 344">平成27年5月1日</p> <p data-bbox="1928 384 2103 413">告示第88号</p> <p data-bbox="1167 453 1252 481">(趣旨)</p> <p data-bbox="1122 521 2103 743">第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、金ケ崎町営建設工事の請負契約について最低制限価格を定める際に必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1167 783 1565 812">(最低制限価格を定める契約)</p> <p data-bbox="1122 852 2103 1010">第2 最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計額が<u>130万円</u>以上（消費税額及び地方消費税額を含む。）の工事請負契約とする。</p> <p data-bbox="1167 1050 1532 1078">(最低制限価格の算出方法)</p> <p data-bbox="1122 1118 2103 1404">第3 最低制限価格は、設計額算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を基に、金ケ崎町財務規則（平成15年金ケ崎町規則第21号）第112条に規定する契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に10分の<u>7</u>を乗じて得た額を下限とし、10分の<u>9</u>を乗じて得た額を上限とする。</p> <p data-bbox="1167 1444 1957 1473">(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p>

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、設計額の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者が定める額とする。

(最低制限価格による判定)

第4 入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 工事の性質上前項の規定により難しいものについては、設計額の10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当者が定める額とする。

(最低制限価格による判定)

第4 入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

施行年月日 令和8年4月1日